

撮影に関する注意事項承諾書

誠に勝手ながら、ご注文後のトラブルを防ぐため、下記をよくお読みの上、全項目ご承諾いただけた方のみ、お申し込みをお受けいたします。

■当団体について。

特定非営利活動法人 門真フィルムコミッションの全活動は動画や写真の撮影も含めて、非営利活動です。スタッフは全員無償ボランティアで、頂戴いたします料金は全額が門真国際映画祭などのボランティア活動に充当されます。撮影中に何かございましたら、スタッフに直接申しつけることなく、撮影責任者にお申し出ください。

丁寧にコミュニケーションを重ねて信頼しあい、互いにベストを尽くすことが映像や写真を共に制作するうえで、もっとも重要なことだと思います。

■料金について。

事前のお打ち合わせやロケハンと呼ばれるロケ地を選定する労力に対する対価や撮影場所までの交通費は撮影料金に含まれます。

■著作権の扱いについて。

著作権法にございますとおり、撮影をした成果物の取り扱いの権利は著作権者である門真フィルムコミッションにあります。

撮影を依頼された方が保有できる権利は、著作権者である門真フィルムコミッションが許諾した範囲の使用権のみです。

事前の取り決め以外に使用される場合は都度、使用許可をご申請いただきます。無許可での使用範囲外での成果物の使用は法律に反します。お客様にお渡しした写真や動画は、お客様が個人で利用なさる場合や事前に許諾した使用においては自由ですが、二次的に使用される場合は、必ず、事前に門真フィルムコミッションの許諾を得てください。場合によっては、二次使用料をご請求させていただく場合があります。

さらに写真や動画を加工されたり再編集されたりする場合にも著作権者の許諾が必要です。著作権者は、第三者に著作物を変えられない権利を持っています。無断で写真をトリミングしたり、色調を変えたりする場合は必ずご申請ください。

また著作権者であるフォトグラファーやビデオグラファーはクレジット表記の有無を求める権利があります。このような制限なく著作物を使用されたい場合や、著作権者の著作物の使用を制限されたい場合は、写真や動画を著作権ごと買い取ることも可能ではありますが、ボランティア活動の一環として撮影をお受けしていることから、そのような場合は、商業として活動されているカメラマンにご注文をしていただきますようお願いいたします。

■カメラマンのトラブルについて。

急病や怪我、交通機関の事故など、到着の大幅な遅延や出張不能となった場合は撮影料をいたしません。ただし撮影料を上回っての補償金はお支払いできません。また代理のカメラマンを手配するよう誠心誠意努めますが、確実に手配できるとは限りませんので、あらかじめご了承ください。

■機材トラブルの補償について。

カメラは精密機器のため、予期せぬ故障やトラブルが発生することがあります。メインカメラが故障した場合は、サブカメラの映像を使用させていただきます。ただしサブカメラだけでは写真の枚数や動画のバリエーションが少なくなります。

トラブル発生のために、理想とされる写真や動画が撮れなかった場合は、そのトラブルの程度により、撮影料などを割引させていただきます。ただしご契約いただきました撮影料の返還を上限とし、撮影料を上回るなど、無料を超えた金銭の補償などは致しかねます。

■お客様側に起因する機材トラブルなどの補償について。

現地において、お客様が現地にお招きになられた方が故意や過失によってカメラ機材などを壊された場合は、お客様に機材の修理代をご負担いただくことがあります。
事後、撮影の続行が不可能になった場合でも、撮影料金をご返却することはありません。
ただし、事前に水鉄砲やペンキ、絵具、ビール掛けなど、水分を多く使うイベントなど、内容を具体的にお伝えいただき、機材への影響が予見できる場合は除きます。

■写真や動画がイメージと異なる場合について。

リハーサルやテスト撮影の時点で撮影者の要望通りに照明が調節できない場合や、天候が悪い場合、十分なテスト撮影やテスト撮影後の調整ができない場合などは、適切な撮影が困難となります。
特に衣装が反射する素材や白い生地の場合は、照明や陽の光の反射がハレーションを起こし、白飛びと呼ばれる状況になり適切な撮影ができない場合があります。

また、ロケ地の壁の色が白くない場所や、天井が吹き抜けなどでかなり高い場所や、壁などにガラスや鏡が多用されている場所での撮影は、適切な撮影ができない場合があります。

写真や動画のイメージが違うという場合は、真摯にご対応させていただきますが、比較されているイメージが、雑誌などに掲載されている写真や、市販のソフトなどの動画といった場合は、大きな予算をかけて撮影された大手出版社の制作物と同等のものを撮影することは不可能だとお考えいただき、門真フィルムコミッションへのご依頼はお考え直してください。

■撮影データについて。

お渡しする写真や動画は編集後のものに限定させていただきます。撮影したデータをそのまま譲渡したり、お見せすることはできません。あくまでも著作権者であるカメラマンが納得した成果物の使用权をご提供させていただきます。

また RAW 現像や動画編集などにより、明るさや色合いの調整は行ないませんが、美肌修正などのレタッチや特殊修正は致しかねます。

■ロケ地の確保について。

事前のお打ち合わせの段階では撮影できるという前提であったものが、急に会場やロケ地提供者から撮影の制限が科せられる場合があります。ロケ地提供者から撮影の承諾がきちんと得られていない場合などは、撮影がしたくても撮影することができません。また、当日の参加者が事前の情報よりも多く、予定した動線での撮影が出来ないこともあります。

ロケ地の確保はお客様の責任において必ず承諾の書面などをご用意ください。

申請の依頼を代行させていただくこともございますが、結果的にロケ地の提供がいただけなかった場合の撮影の中止や、撮影の変更は、お客様の責任とさせていただきますので、撮影料の返還などはできません。

■お客様が持ち込まれたカメラの取り扱いについて。

お客様のカメラをお預かりして撮影することは致しかねます。特に動画などをお客様のカメラで撮影してほしいといった場合、動画の撮影は撮影時間も長く、その間の盗難予防などの管理もできませんので、一切お受けできません。

また、会場内においてご来賓のお客様から、お客様が持ち込まれたカメラで撮影をしてほしいとご依頼を受けることが多々あります。門真フィルムコミッションでは、社会貢献活動の一環として、可能な限りお引き受けいたします。

が、誤ってカメラを床に落としてしまうといったケースが発生した場合、当方としては一切の責任を負えませんので、あらかじめご了解下さい。カメラマンにカメラを預けたら壊されたと言われた場合、補償は致しかねます。それでは困ると思われる場合は、撮影を頼まないよう周知をお願いします。ご申告いただきましたら、お客様のカメラでの撮影は一切お断りするというご対応をさせていただきます。

ロケ地提供者との間で、撮影計画やロケ地提供依頼を締結している際、使用するカメラを申告させていただいている場合は、申告しているカメラ以外は使用できません。

■**撮影依頼のキャンセルについて。**

お客様のご都合で撮影の依頼をキャンセルされる場合、以下に定めるキャンセル料が発生します。

撮影当日の41日前まで、無料
撮影当日の40日前～21日前 撮影料の10%
撮影当日の20日前～2日前 撮影料の20%
撮影当日の1日前～当日 撮影料の50%

キャンセルのお申し出をされた日から10日以内に、指定銀行口座にお振込下さい。※振込手数料は御負担下さい。
※お振込みがない場合はキャンセルが無効となり、その時点でのキャンセル料を加算の上で、再度ご請求させていただきます。

ただし雨天中止のイベントの場合は、前日までのキャンセルは撮影料の10%、当日のキャンセルの場合は撮影料の20%をキャンセル料として申し受けます。

■**その他。**

ごく稀に、かなり高圧的な言動や強引な指示をスタッフになさるお客様がおられます。何度かご注意をさせていただいて、それでも高圧的な言動を継続される場合は、これまでに掛かった経費をご請求させていただいた上で、契約を白紙化させていただく場合がございます。

■**写真や動画素材の保管期間について。**

撮影した画像のデータはお引き渡しから半年経過後に消去いたします。半年後以降に、再度データなどの成果物をご要望いただいてもご対応できません。

上記、撮影に関する注意事項に記載されている全項目を確認し承諾しました。

記入日 年 月 日

現住所

ご所属

お名前

印

<p>撮影に関する注意事項承諾書</p> <p>撮影に際しては、二次利用のトラブルを防ぐため、下記をよくお読みの上、全項目ご承諾いただける方のみ、お申し込みをお受けいたします。</p> <p>撮影目的について 特定非営利活動法人 門真フィルムコミッションの活動記録や写真の撮影も含めて、再発行活動です。スタッフは必要時ボランティアで、撮影、または資料として撮影記録や写真のボランティア活動に充当されます。撮影目的が不明な場合は、スタッフが連絡しご連絡をさせていただきます。</p> <p>丁寧にコミュニケーションを重ねて撮影し、3Dにベストを尽くすことが映像や写真に現れるうえ、もっとも重要なこととなります。</p> <p>権利について 撮影の打ち合わせやアフレコに付随するロケ撮りを撮影する方に対する特許権や著作権等での交換は権利金には含まれません。</p> <p>著作権の扱いについて 著作権はご自身とあり、著作権者としての権利は著作権者である門真フィルムコミッションにあります。撮影も複製された方が許可できる場合は、著作権者である門真フィルムコミッションが確認した範囲の使用範囲のみです。</p> <p>権利の取り扱い以外に使用される場合は複製、使用許可をご申請いただけます。許可可での使用範囲外での複製物の作成は法的に禁止です。お承諾いただいた複製物の権利は、ご承諾が前提として認められる場合や複製した使用目的に応じて自由ですが、法的に認められる場合は、必ず、事前に門真フィルムコミッションの許可を得てください。場合によっては、二次利用料を請求させていただきます。</p> <p>さらに写真や動画を加工したり再編集されたりする場合には著作権者の同意が必要です。著作権者は、第三者に著作権を譲渡しない権利を保持しています。無断で写真をトリミングしたり、色調を変えたりする場合は必ずご承諾ください。</p> <p>また著作権者であるフォトグラファーやビデオグラファーはクレジット表記の権利を求められています。このような依頼なく著作権を使用されない場合や、著作権者の著作権の使用を認められた場合は、写真や動画を複製することも可能ですが、ボランティア活動の一環として撮影をおこなっていることから、そのような場合は、無断として複製されているメタデータに加工していただきますようお願いいたします。</p> <p>カメラ等のトラブルについて 盗難や紛失、交通機関の事故など、第三者の不注意や偶発的な原因で撮影機材が壊れる場合があります。ただし撮影機材を盗難した場合は、カメラ等の修理や交換は使用させていただきます。ただしカメラ等の修理や交換は使用させていただきます。メタデータが複製された場合は、カメラ等の修理や交換は使用させていただきます。ただしカメラ等の修理や交換は使用させていただきます。メタデータが複製された場合は、カメラ等の修理や交換は使用させていただきます。</p>	<p>トラブル発生のために、修理とされる写真や動画が壊れた場合は、そのトラブルの原因により、撮影機材などを修理させていただきます。ただしご承諾いただきました撮影機材の修理と異なり、撮影機材を修理する場合は、撮影機材の修理料がかかります。</p> <p>※撮影機材に設置する撮影トラブルなどの機能について 写真機材について、お承諾いただいた撮影機材が壊れた場合は、撮影機材の修理料がかかります。撮影機材の修理料は、撮影機材の修理料がかかります。撮影機材の修理料は、撮影機材の修理料がかかります。撮影機材の修理料は、撮影機材の修理料がかかります。</p> <p>※写真や動画をイメージと異なる場合について イメージや動画のイメージと異なる場合があります。イメージや動画のイメージと異なる場合があります。イメージや動画のイメージと異なる場合があります。イメージや動画のイメージと異なる場合があります。イメージや動画のイメージと異なる場合があります。</p> <p>※撮影機材のイメージと異なる場合について イメージや動画のイメージと異なる場合があります。イメージや動画のイメージと異なる場合があります。イメージや動画のイメージと異なる場合があります。イメージや動画のイメージと異なる場合があります。イメージや動画のイメージと異なる場合があります。</p> <p>※撮影機材のイメージと異なる場合について イメージや動画のイメージと異なる場合があります。イメージや動画のイメージと異なる場合があります。イメージや動画のイメージと異なる場合があります。イメージや動画のイメージと異なる場合があります。イメージや動画のイメージと異なる場合があります。</p>	<p>が、勝手にカメラを壊してしまったりといったケースが発生した場合、責任としては一切の責任を負いませんので、あらかじめご了承ください。カメラにカメラを壊したとされた場合は、修理料がかかります。修理料がかかります。修理料がかかります。修理料がかかります。修理料がかかります。修理料がかかります。</p> <p>ロケ地関係者との間で、撮影機材やロケ地関係者を撮影している際、撮影するカメラを壊してしまったりといった場合は、申請しているカメラ以外に使用できません。</p> <p>※撮影機材のキャンセルについて お承諾のご都合で撮影の収録をキャンセルされる場合、以下に定めるキャンセル料が発生します。</p> <p>撮影当日の4日以前まで、撮影機材の50% 撮影当日の3日前～1日前、撮影機材の75% 撮影当日の1日前～当日、撮影機材の100%</p> <p>キャンセルのお申し込みを出された日から10日以内、撮影機材の50%以下に引き下ろす場合は、撮影機材の50%をキャンセル料として申し受けます。</p> <p>ただし前記キャンセル料の10%は、前日までのキャンセルは撮影料の10%、当日のキャンセルの場合は撮影料の20%をキャンセル料として申し受けます。</p> <p>※その他 ご承諾、かなり高額の費用や撮影スタッフによるお預かりが前提です。同意に同意をさせていただきます。同意に同意をさせていただきます。同意に同意をさせていただきます。同意に同意をさせていただきます。</p> <p>※写真や動画を複製する権利について 撮影した複製のデータは引渡しから半年経過後に消去いたします。半年経過後、複製データなどの複製物を複製した時点で、ご承諾できません。</p> <p>上記、撮影に関する注意事項に同意されている事項を確認し承諾しました。</p> <div data-bbox="1189 660 1412 840"> <p>記入日 年 月 日</p> <p>姓 名 _____</p> <p>ご所属 _____</p> <p>お名前 _____</p> </div>
---	---	--

3枚を1部プリントアウトし、記載事項を承諾いただきましたら、赤い丸印2か所に割印をし、青い囲いの中を記載の上、青い丸印に押印をし、ご郵送ください。※必ず、メールやお電話にて商談成立後にご郵送ください。

下記あて先まで、「撮影委託契約書」を2部と「撮影に関する注意事項承諾書」を1部、すべて記入捺印の上でご郵送ください。

あて先

〒571-0037 大阪府門真市ひえ島町 32 番 8 号

特定非営利活動法人 門真フィルムコミッション撮影部